

全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この事業は、毎年秋季国体後に開催される全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣するための経費並びに選手の強化練習の経費を助成することにより、障害者のスポーツ活動を積極的に促進するとともに、その福祉の増進に資することを目的とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の定める範囲内とする。

(実施主体)

第4条 この事業は、山梨県と山梨県障害者スポーツ協会の共催により実施するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- ① 全国障害者スポーツ大会派遣選手強化練習計画書
- ② 全国障害者スポーツ大会山梨県選手団派遣計画書
- ③ 全国障害者スポーツ大会団体競技選手育成強化事業実施要綱
- ④ 全国障害者スポーツ大会団体競技地区大会派遣計画書
- ⑤ 全国障害者スポーツ大会派遣費及び強化練習費収支予算書

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は、概算払することができる。

2 概算払を受けようとする時は、概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの、各経費区分相互間においていずれか低い額の20%以内の経費配分の変更であるものについてはこの限りではない。

(実績報告書)

第7条 この補助金にかかる事業を完了したときは、事業終了後1ヶ月以内又は翌年度4月10日までのいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第4号様式)に関係書類を添付して提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、山梨県知事と山梨県障害者スポーツ協会長が協議のうえ決定するものとする。

(第1号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

平成 年度全国障害者スポーツ大会
派遣事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり県補助金を交付されたく、全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - ① 全国障害者スポーツ大会派遣選手強化練習計画書
 - ② 全国障害者スポーツ大会山梨県選手団派遣計画書
 - ③ 全国障害者スポーツ大会団体競技選手育成強化事業実施要綱
 - ④ 全国障害者スポーツ大会団体競技地区大会派遣計画書
 - ⑤ 全国障害者スポーツ大会派遣費及び強化練習費収支予算書

(第2号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった平成 年度全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金につきまして、次のとおり概算払いの請求をします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④
円	円	円	円

- 3 概算払請求の理由
当協会の予算が乏しいため。
- 4 支 払 方 法
口 座 振 替
振 替 先 銀 行 名
預 金 種 別
口 座 番 号
名 義

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

平成 年度全国障害者スポーツ大会
派遣事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請した平成
年度全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金については、この事業の
所要額に変更が生じたので、次のとおり変更されたく関係書類を添えて
申請します。

1	申請額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	差引増減額	金	円
4	変更の理由		

(注) 上記の関係書類とは、変更前と変更後の比較対照できるよう、
変更前を赤字又は()書きで2段書きすること。

(第4号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

平成 年度全国障害者スポーツ大会
派遣事業実績報告書

平成 年 月 日付け障第 - 号により交付決定のあった全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支決算書